

北上市指令 5 環第 3 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

岩手県花巻市星が丘二丁目16番12号

株式会社 理水興業

代表取締役 今 野 秀 實

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に規定する一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

令和 5 年 4 月 12 日

北上市長 高 橋 敏 彦



許 可 番 号	第 567 号
一般廃棄物処理業 許 可 の 種 類	一般廃棄物収集運搬業
許 可 の 期 間	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで
許 可 の 条 件	(1) 関係法令を遵守し市の計画及び指導に従うこと (2) 北上市が生活環境の保全上、必要と認めて出した指示に従うこと (3) 申請に基づく一般廃棄物のリサイクル施設への運搬・積降ろしに限るものとする
許 可 の 状 況	廃棄物の種類 事業系可燃ごみ 運搬車両 塵芥車 4,450 kg (岩手 800 は 2137) 塵芥車 4,300 kg (岩手 800 は 1837) 塵芥車 1,700 kg (岩手 800 せ 1707)